

(案)

平成 28 年 6 月 30 日
江東区外部評価委員会**平成 28 年度外部評価委員会の運営について**

- 各委員は、ヒアリング開催 30 分前に集合し、委員同士の意見交換を行うことができる。
- ヒアリングに出席する説明者は、原則、施策の主管部課長及び関係部課長とする。ただし、関係部課長は主管部課長が認める場合に限り、出席しないことを可とする。また、主管課及び関係課に属する係長職員は、所属の課長が説明者として出席する場合、同席し発言することを可とする。
- ヒアリングでは、施策の主管部長から当該施策の現状と課題、今後の方向性及び平成 27 年度の行政評価に対する取り組み状況等のポイントについて説明を行う。また、事務事業や施策の体系、指標の位置づけについて説明を行う。説明は 10～15 分以内で行い、その後、委員との質疑を行うものとする。
- 委員による質疑終了後、発言を希望する外部評価モニターの意見を聴くものとする。
- 1 施策あたりの審議時間は、1 時間 15 分を基本とする。
- 外部評価モニターは委員会終了後、「外部評価モニター意見シート」を事務局に提出するものとし、事務局は意見シートを取りまとめ、各委員に送付するものとする。
- 各委員は、ヒアリング終了後、概ね 3 日後までに「外部評価シート」を事務局まで提出するものとする。
- 各委員から提出された「外部評価シート」及びヒアリング中の議論等をもとに、正副委員長で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示するものとする。なお、最終案は、第 5 回外部評価委員会において決定する。